

システム監査契約書

1. システム監査契約について

システム監査人は、依頼者からの要請によってシステム監査を実施する。システム監査人が依頼者に代わって監査業務を実施するという形態である。

依頼者に代わって業務実施を委託する形態には、委任と請負がある。委任業務とは法的な事務に係わる業務で、その業務を実施するために法的な資格（例えば弁護士）が必要な業務のことを指す

（民法第 643 条）。法律行為以外の業務の委託を準委任という。（民法第 656 条）

準委任（もしくは委任）の場合、依頼者に代わって業務を遂行するが、その成果が必ずしも依頼者が意図したものとならないことがある。依頼者は業務遂行結果の受領を拒否することはできない。

一方、請負とは依頼者から指示された方法に従い、依頼者から独立して業務を行い、指示された成果物を納めることをいう。（民法 634 条～640 条） 成果物が指示された仕様に合わない場合、依頼者は受け取りを拒否することができる。

システム監査では監査報告書を依頼者に提出して業務完了となる。監査報告書は業務の成果物ではない。依頼者が意図した結果ではない内容となることもあるからである。監査報告書はシステム監査人が実施した「監査の意見書」である。従いシステム監査業務の委託は、準委任になる。

契約書には、システム監査業務委託契約書と記載されることが多いが、この契約は請負契約では無く準委任契約であることに注意されたい。

準委任契約には、コンサル契約、監査契約、システム開発契約、システム保守契約などがある。

請負契約には、製品の製造契約、プログラミング契約、システム運用契約などがある。

請負契約に類似する契約として派遣契約がある。派遣業務は、依頼者の指示に従って業務を遂行する形態であり、決められた成果物が有るわけではない。派遣作業員に対して依頼者が直接作業指示を行う。報酬は契約で決められた時間単価に従い、作業時間に応じて支払われる。

請負業務の場合、作業員に対する指示は業務を請け負った側が行い、依頼者側が請負作業員に直接に指示することはない。報酬は契約で決められており、成果物に応じて支払われる。

2. システム監査契約書に収入印紙の貼付は必要か

契約書には収入印紙を貼ることがある。印紙税法に定められた課税文書に対して、その契約金額に応じて印紙税額が決まっている。

記載された金額が

1万円以下	非課税
1万円以上10万円以下のもの	200円
10万円を越え50万円以下のもの	400円
50万円を越え100万円以下のもの	1千円
100万円を越え500万円以下のもの	2千円
.....	
契約金額の記載のないもの	200円

印紙税法第2条では印紙税が課される契約書について定めており、「印紙税法別表第一課税物件表」に、第2号文書「請負に関する契約書」が明示されており、上記の金額の印紙を貼る必要がある。

準委任契約の契約書については特に規定されていないため、原則的に印紙を貼り付ける必要はない。ただし、準委任契約で印紙が必要なケースがあり、「印紙税法別表第一課税物件表」に示されている「第1号文書」もしくは「第7号文書」に該当する場合は、収入印紙の貼付が必要となる。

「第1号文書」とは、無体財産権(特許権や商標権など)の譲渡に関する契約書」と定義されており、

具体的には、「システム開発委託契約書」が課税対象となる可能性がある。

「第7号文書」とは、「売買の委託に関する契約書」や「売買に関する業務の継続委託に関する契約書」と定義されており、具体的には「アフィリエイト契約書」が課税対象になる可能性がある。

システム監査契約書は、前記のコラムに記載したように準委任契約書であり、「第1号文書」「第7号文書」にも該当しないことから、印紙税法の対象とならず収入印紙の貼付は不要である。

参考：公認会計士が実施する会計監査契約書は、印紙税法基本通達別表第1「課税物件、課税標準及び税率の取扱い」の第2号文書(請負に関する契約書)14(会社監査契約書)に「公認会計士(監査法人を含む。)と被監査法人との間において作成する監査契約書は、第2号文書(請負に関する契約書)として取り扱う。」とされているため、課税対象文書となり、契約金額に応じた収入印紙の貼付が必要である。